

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

第 号

年 月 日

箕輪町選挙管理委員会

委員長 漆戸 正 印

令和5年4月23日執行の箕輪町議会議員一般選挙において、箕輪町議会議員及び箕輪町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認しました。

1 令和5年4月23日執行 箕輪町議会議員一般選挙

2 候補者の氏名 _____

3 確認枚数 _____ 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、箕輪町に支払を請求することはできません。